

鳥労基発 1216 第 3 号
令和 6 年 1 月 16 日

関係団体の長 殿

鳥取労働局労働基準部長



オンラインマーケットプレイスにおける石綿含有製品の出品禁止
の徹底について

日頃から、労働基準行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記につきまして、石綿（アスベスト）（以下「石綿」といいます。）は、平成 18（2006）年 9 月 1 日から、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 55 条及び労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 16 条等の規定に基づき、石綿をその重量の 0.1% を超えて含有する全ての製品は、試験研究の用に供するものを除き、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用することが禁止されています。

しかしながら、今般、オンラインマーケットプレイスで石綿含有製品の販売が確認され、厚生労働省より報道発表が行われたところです（対象製品は別添の一覧参照）。

今般、当該内容について、別添のとおり令和 6 年 12 月 11 日付け基安化発 1211 第 2 号をもって厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長から通知がありましたので、貴団体におかれましてもご承知いただくとともに、傘下会員、関係事業場等に対する周知等に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

別添

基安発 1211 第 1 号
令和 6 年 12 月 11 日

別紙の関係業界団体の長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長
(公印省略)

オンラインマーケットプレイスにおける石綿含有製品の出品禁止の徹底について

石綿（アスベスト）（以下、「石綿」という。）につきましては、平成 18（2006）年 9 月 1 日から、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 55 条及び労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 16 条等の規定に基づき、石綿をその重量の 0.1% を超えて含有する全ての製品は、試験研究の用に供するものを除き、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用することが禁止（以下「全面禁止」という。）されていいるところです。

しかしながら、今般、オンラインマーケットプレイス（以下「OM」という。）で石綿含有製品の販売が確認され、報道発表を行ったところです（対象製品は別添の一覧参照）。

つきましては、同種事案の再発を防止するため、貴会より傘下会員（以下「会員」という。）に対し、下記に留意の上、会員が運営する OM や通販サイトにおける石綿含有製品の出品禁止等の徹底について、周知・依頼いただきますようお願い申し上げます。

記

第 1 石綿含有が確認された製品についての対応

1 令和 6 年 8 月 29 日、9 月 6 日及び 9 月 13 日に厚生労働省（以下「当省」という。）が公表した石綿含有が確認された製品と出品情報から同一製品であることが明らかな製品が自身の運営する OM 等で出品されている場合は、以下の措置を講じること。なお、自分が製品の販売主体の場合で該当製品を販売している場合には、直ちに以下の販売停止、購入者への注意喚起及び製品の回収等を実施すること。

- ① 直ちに当該製品の出品停止等、当該製品が新たに購入されないための措置を講じ

ること。

- ② 出品者に対して販売実績の有無を確認し、実績がある場合には購入者に対し、以下の注意喚起を行うこと又は以下の注意喚起を行うよう出品者に要請することにより確実に全購入者に伝えること。
 - ・当該製品が石綿含有であること及び直ちに使用を停止し、破れて露出しないようビニール袋等に入れ、テープ等でしっかり封をした上で保管すること
 - ・すぐに廃棄を希望する場合は最寄りの自治体に必ず相談した上で廃棄すること
 - ③ 当省から出品者に対し製品の回収等の指導等を行う必要があるため、当該製品の情報、出品者に関する情報、販売数などの必要な情報について、当省から照会があった場合にはできる限り情報提供すること。
- 2 出品者が海外に所在する事業者又は個人であった場合に当省から連絡しても応答が無いなど回収等の指示が十分にできない場合、又は出品者に関する情報の当省への提供が難しい場合などには、製品の回収にあたって OM 等運営事業者の協力が必要であることから、当省からの協力要請により OM 等運営事業者からも出品者に対し購入された製品の回収を指示すること。その際、回収中に石綿が飛散するがないように、出品者に対して、
 - ・破れて露出しないよう二重のビニール袋等に入れ、テープ等でしっかり封をすること
 - ・その上で、配達業者による運搬時の衝撃や摩耗に耐えうるよう、緩衝材を配置した梱包を行うこと
 - ・梱包の外側には石綿含有製品のラベルを貼る等、配達業者において石綿含有製品が内包されていることが目視確認できるようにすること等、適切な措置を講じることについて併せて伝えること。なお、出品者が回収指示に応じない場合であって、OM 等運営事業者が直接回収することが合理的な範囲で可能である場合には購入者から当該製品を回収すること。OM 等運営事業者による回収が困難な場合には購入者に対し最寄りの自治体に相談した上で適切に廃棄するよう案内すること。

第2 石綿含有金網の出品防止措置について

- 1 製品名に「石綿付金網」や「石綿金網」と記載がある製品について現認した場合は、全面禁止の対象となる製品であるか否かに留意し、全面禁止の対象となる製品であると判断できる場合は、直ちに出品停止等、当該製品が新たに購入されないための措置を講じること。この判断に当たっては、出品者に対して分析機関による分析結果などの石綿含有の有無に関する証明や成分情報等の提示を求めるこ

で石綿含有の有無を確認する方法があり、分析結果等による確認ができない場合には、石綿が含まれていないことが確認できるまで出品停止等、当該製品が新たに購入されないための措置を講じること。また、製品の説明書きに石綿を使用していない旨の記載がある場合にも石綿が検出されたことから、こうした説明書きのものであっても全面禁止の対象となる製品であるか否かに留意すること。

なお、自身が製品の販売主体の場合には、該当製品の販売有無を確認し、該当する製品がある場合には、分析機関による分析結果などから石綿含有の有無を確認し、石綿が含まれていないことが確認できるまで販売を停止すること。

2 今回の事案では、海外製の単に「セラミック金網」という製品名の製品でも石綿含有が確認された。海外には石綿の使用等が全面禁止されていない国があり、海外製の類似製品には、製品名に「石綿」という文言がない場合にも石綿含有の可能性がある。そのため、海外製の類似製品については、特に、全面禁止となる製品であるか否かに留意し、全面禁止対象と判断できる場合は、直ちに出品停止等、当該製品が新たに購入されないための措置を講じること。この判断に当たっても、上記1を参照すること。また、自身が販売主体となっている製品については上記1のなお書きを参照すること。

第3 今後、石綿含有製品が出品されないための対策について

石綿含有製品又は製品名や製品の説明書きの内容から全面禁止の対象であることが明らかである製品は出品できないこととし、これをOMの利用規約等において担保するとともに、できる限りそのための必要な監視体制の構築を図ること。なお、自身が製品の販売主体である場合には、販売する製品が全面禁止の対象でないことを確認した上で販売すること。

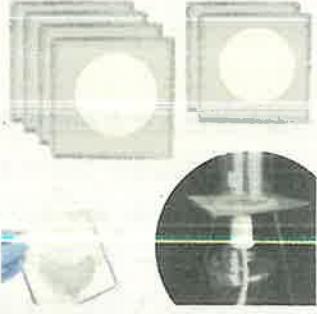
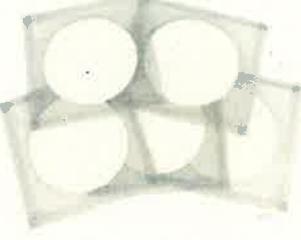
また、石綿含有製品の出品が確認された場合には、第1の措置を講じること。

(別紙)

公益社団法人日本通信販売協会
一般社団法人セーフアーチンターネット協会
一般社団法人 EC ネットワーク
オンラインマーケットプレイス協議会
一般社団法人大手家電流通協会
一般社団法人日本 DIY・ホームセンター協会

別添

<8月29日、9月5日及び13日に公表した石綿含有の金網製品（15製品）>

<p>【1製品目】※8月29日に公表</p> <p>1 出品者 EsiFare 株式会社</p> <p>2 製品名等 石綿金網【6枚入り】セラミック金網-アルコールランプ 金網- アルコールランプ・ビーカー用セラミック・スクリーン の加熱研究のための実験器具</p>	 <p>イメージ</p>
<p>【2製品目】※8月29日に公表</p> <p>1 出品者 ZHANGXINWEN</p> <p>2 製品名等 セラミック金網 石綿金網 実験用具 理科 アルコールランプ ビーカー 研究 加熱 家庭用の断熱材としても使えます (5枚セット)</p>	 <p>イメージ</p>
<p>【3製品目】※8月29日に公表</p> <p>1 出品者 善兮 JP</p> <p>2 製品名等 Coolloodaa セラミック金網 石綿金網 10枚セット 実験用具 金網 セラミック付金網 アルコールランプ ビーカー 研究 加熱</p>	 <p>イメージ</p>
<p>【4製品目】※8月29日に公表</p> <p>1 出品者 HanaHaul</p> <p>2 製品名等 HanaHaul セラミックス金網 石綿金網 8枚セット アルコールランプ金網 実験用具 理科 アルコールランプビーカー研究 加熱 家庭用の断熱材としても使えます 実験装置 実験化学と物理実験用 研究器具 (15cm*15cm・5個セット 12.5*12.5cm・3個セット) [並行輸入品]</p>	 <p>イメージ</p>

【5製品目】※9月5日に公表

- 1 出品者
サーフショップ
- 2 製品名等
HAMILO セラミックス金網 石綿金網 実験用具 理科 アルコールランプ ビーカー 研究 加熱 (5枚セット)
※石綿が使われていない旨の商品説明が記載されていたが、石綿の含有が確認されたもの。



イメージ

【6製品目】※9月5日に公表

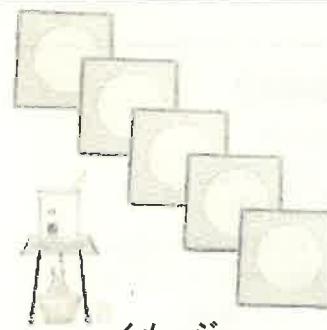
- 1 出品者
Rao Jin
- 2 製品名等
HOTQ セラミックス金網 石綿金網 実験用具金網 加熱アルコールランプ ビーカー (5枚セット)
※石綿が使われていない旨の商品説明が記載されていたが、石綿の含有が確認されたもの。



イメージ

【7製品目】※9月5日に公表

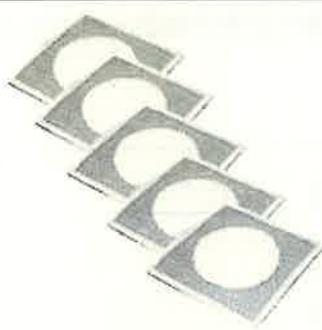
- 1 出品者
ZHANGXINWEN
- 2 製品名等
セラミックス金網 石綿金網 実験用具 理科 アルコールランプビーカー 研究 加熱 家庭用の断熱材としても使えます 12.5*12.5cm(5枚セット)



イメージ

【8製品目】※9月5日に公表

- 1 出品者
DiYaDi
- 2 製品名等
DiYaDi セラミックス金網 石綿金網 実験用理科 アルコールランプ金網 セラミックス ビーカー 研究 加熱 (5枚セット)



イメージ

【9製品目】※9月5日に公表

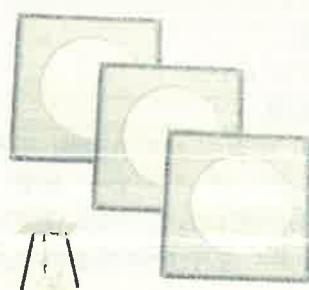
- 1 出品者
meidaille
- 2 製品名等
セラミックス金網 石綿金網 実験用具 (5枚セット 15×15cm) 理科アルコールランプビーカー 研究 加熱 家庭用の断熱材としても使えます



イメージ

【10 製品目】※9月5日に公表

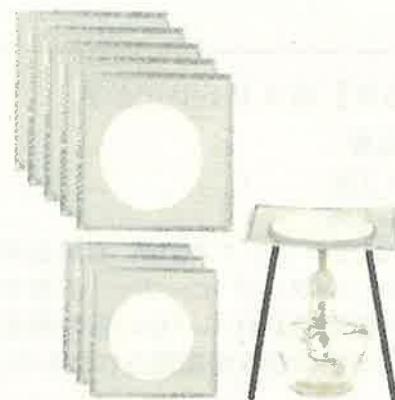
- 1 出品者
ZHANGXINWEN
2 製品名等
セラミックス金網 石綿金網 実験用具 理科 アルコールランプ ビーカー 研究 加熱 家庭用の断熱材としても使えます 20*20cm (3枚セット)



イメージ

【11 製品目】※9月5日に公表

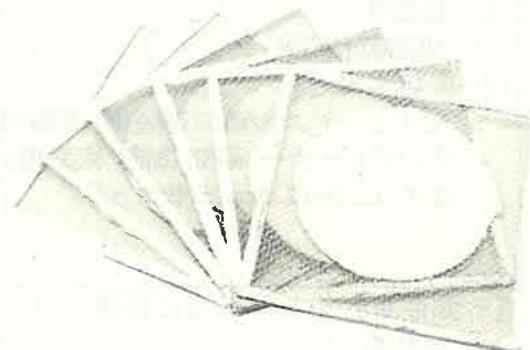
- 1 出品者
Roczential-JP
2 製品名等
Roczential セラミックス金網、石綿金網の8枚セット。アルコールランプ金網、実験用具、理科、アルコールランプ、ビーカー、研究、加熱。家庭用の断熱材としても使用可能。実験装置、実験化学や物理実験用の研究器具としておすすめです。 (15*15cm・5個セット、12.5*12.5cm・3個セット)



イメージ

【12 製品目】

- 1 出品者
LIFE STORE
2 製品名等
6枚入り 15×15cm セラミック金網 石綿金網 実験用具
金網 アルコールメーター アルコールランプ金網 セラ
ミック 金網
※石綿が使われていない旨の商品説明が記載されていた
が、石綿の含有が確認されたもの。



イメージ

【13 製品目】

- 1 出品者
OLYCRAFT JP
2 製品名等
OLYCRAFT 20枚 金網 セラミック金網 アルコールランプ
用 ビーカー 研究 加熱 12.5cm*12.5cm



イメージ

【14 製品目】

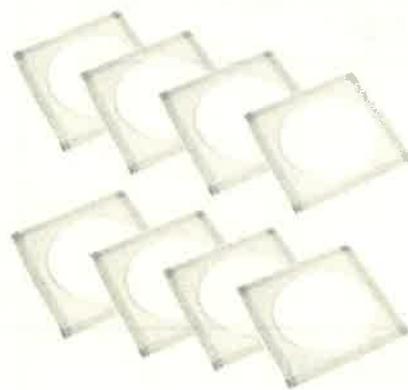
- 1 出品者
OLYCRAFT JP
- 2 製品名等
OLYCRAFT 12点アルコールランプアルコールランプセット
三脚台アルコールランプ用金網理科実験装置実験化学
と物理実験用研究器具理科 科学研究実験
※耐火材付の金網に石綿含有が確認されたが、それ以外
のものでは検出されていない。



イメージ

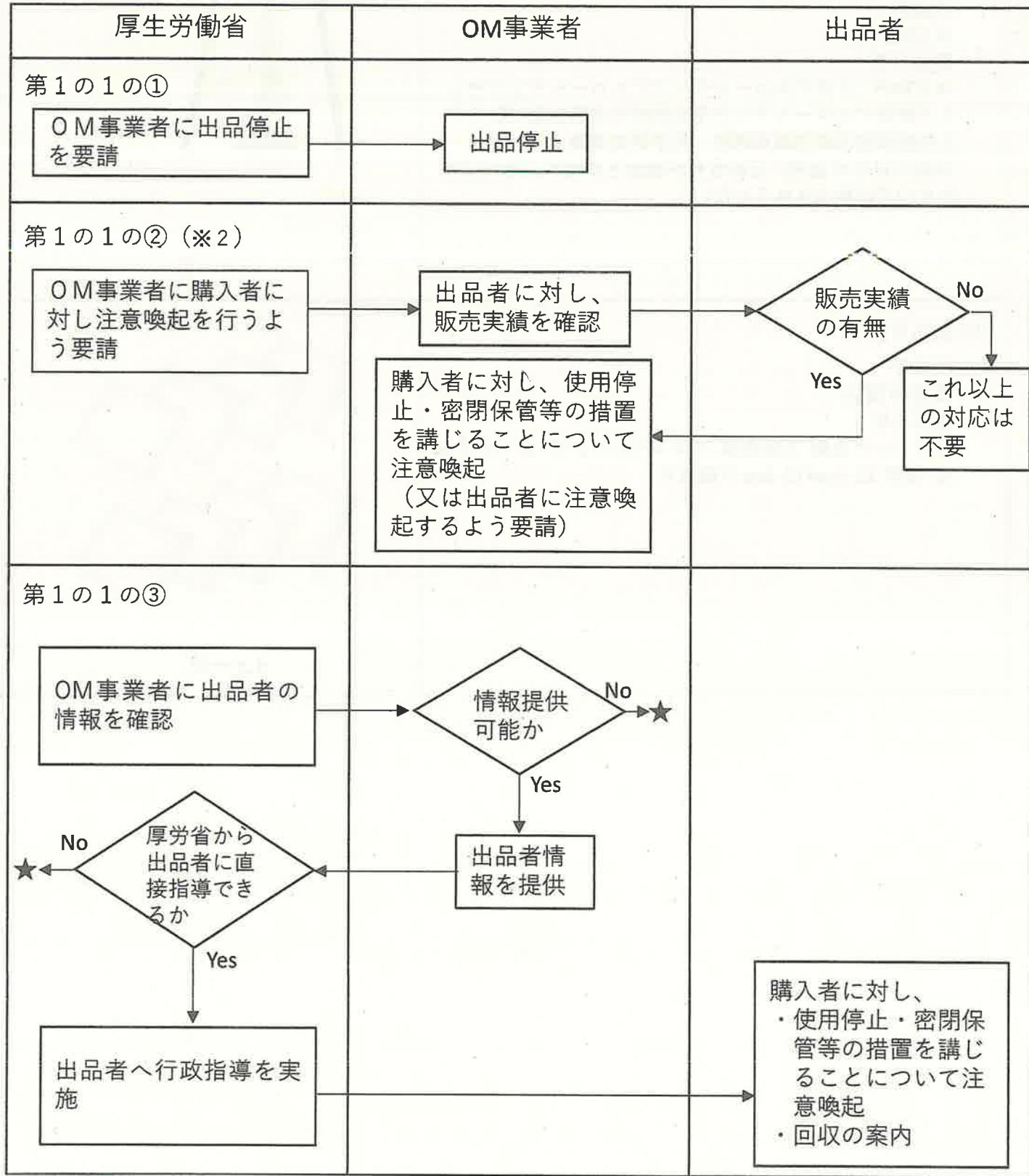
【15 製品目】

- 1 出品者
嘉華百貨店
- 2 製品名等
セラミック金網 石綿金網 アルコールランプ ビーカー 研
究 加熱 12.5cm*12.5cm 8個入り



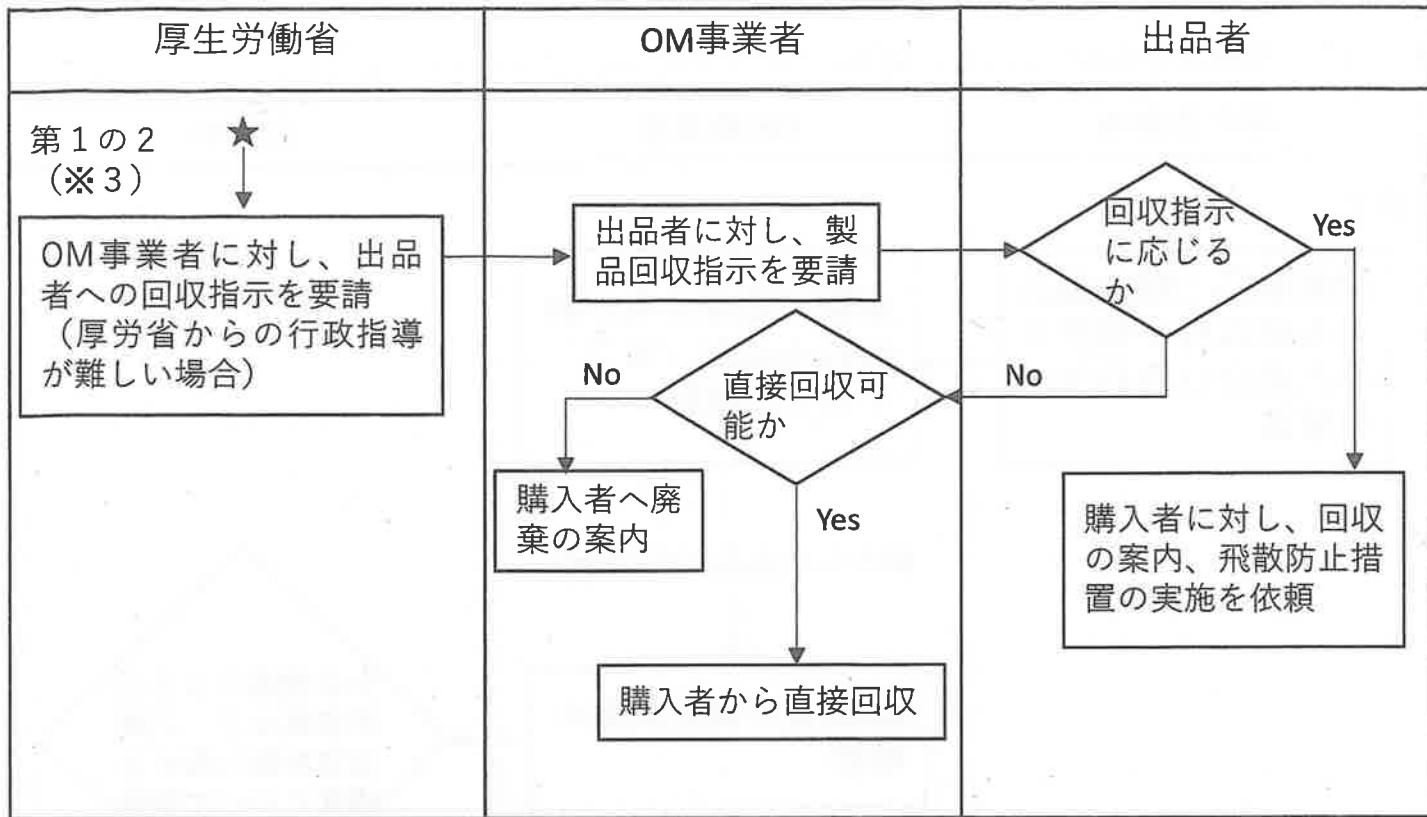
イメージ

<参考> 「オンラインマーケットプレイスにおける石綿含有製品の出品禁止の徹底について」
 (令和6年12月11日付け基安発1211第1号) の記第1～第3それぞれの対応フロー（イメージ）
 【「第1 石綿含有が確認された製品についての対応」に係る対応フロー※1】



※1：本フローは、オンラインマーケットプレイスで製品が販売されている場合を想定したフローである。自身が製品の販売主体の場合には、直ちに上図の販売停止、購入者への注意喚起及び製品の回収等を自ら実施すること。

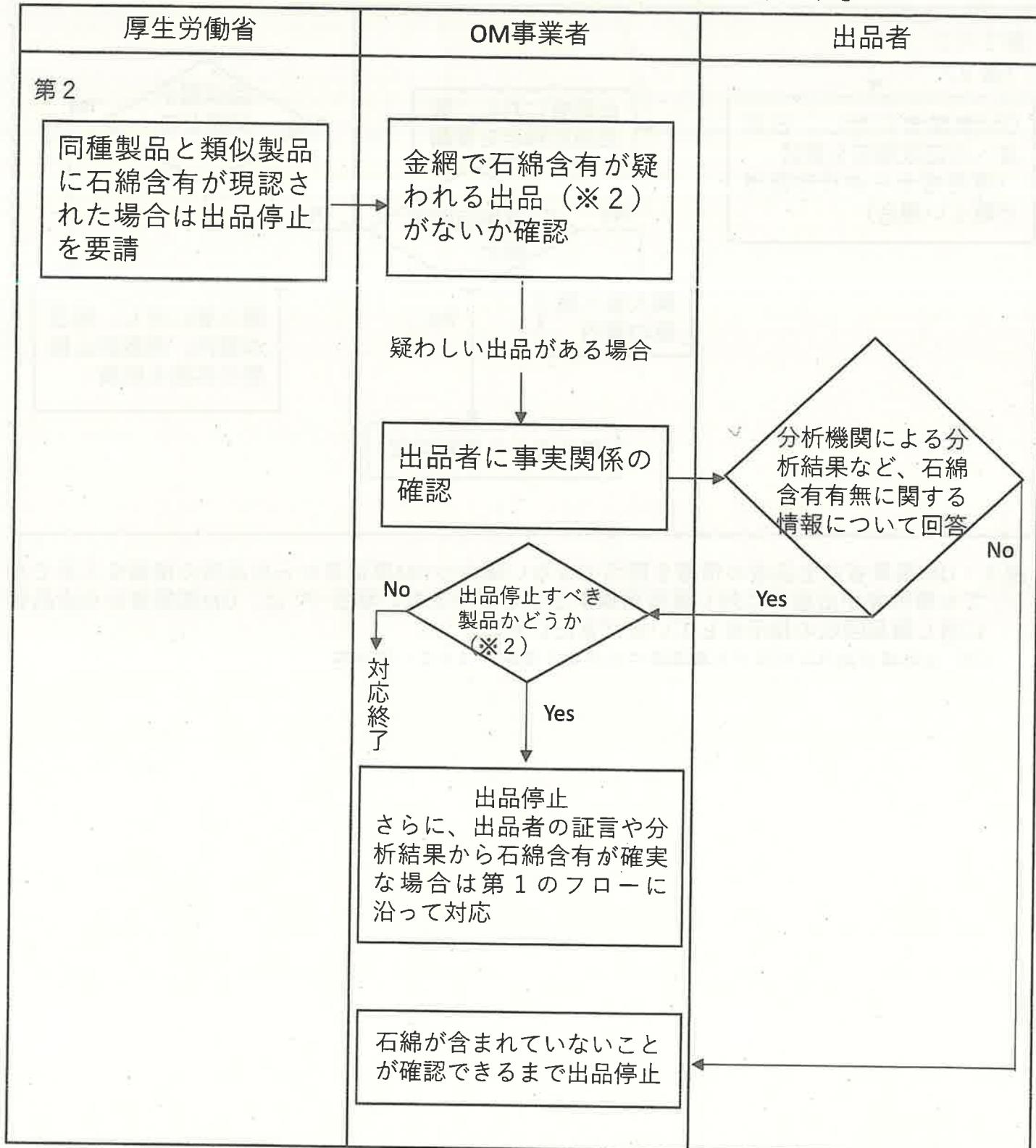
※2：本来、購入者に対する注意喚起の実施は厚労省から出品者に指示するものだが、出品者に厚労省から指示できるまでに時間がかかる可能性があるため、可能な限り早く購入者の健康を確保するため、OM事業者に出品停止を要請する段階でOM事業者から出品者に購入者への注意喚起を要請いただきたいもの。



※3：OM事業者が出品者の情報を開示できない場合やOM事業者から出品者の情報を入手できても厚労省が出品者に対し直接指導することができない場合^(注)は、OM事業者から出品者に対し製品回収の指示をしていただきたいもの。

(注) 出品者が海外に所在する事業者や出品者と連絡がつかない場合等

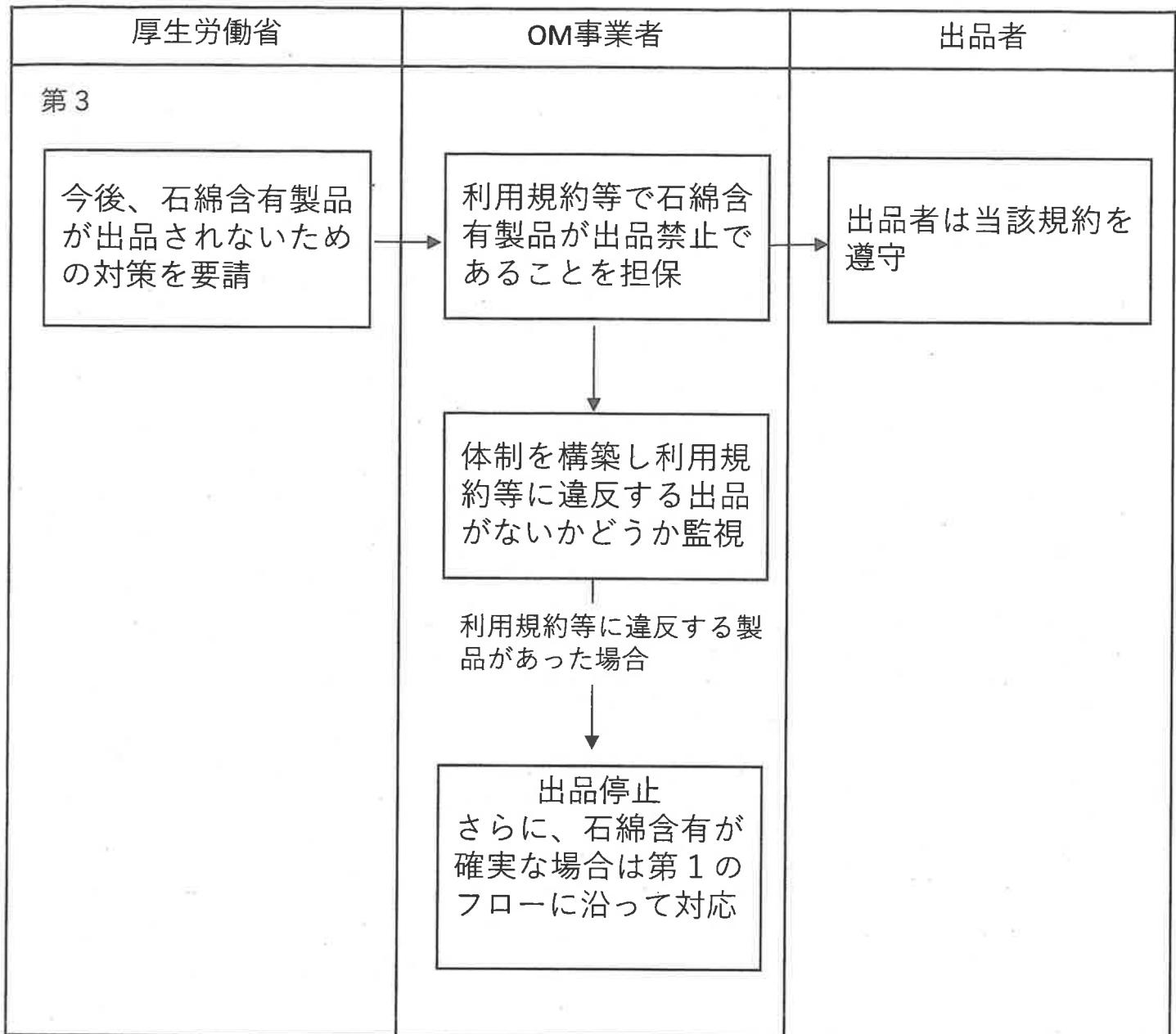
【「第2 石綿含有金網の出品防止措置について」に係る対応フロー（※1）】



※1：本フローは、オンラインマーケットプレイスで製品が販売されている場合を想定したフローである。自身が製品の販売主体の場合には、該当製品の販売有無を確認し、該当する製品がある場合には、該当製品の販売有無を確認し、該当する製品がある場合には、分析機関による分析結果などから石綿含有の有無を確認し販売停止等の必要な対応をとること。

※2：製品名や製品説明に例えば「石綿金網」や「石綿付金網」といった記載が含まれる製品や単に「セラミックス金網」という製品名でも外国の事業者が出品している製品等

【「第3 今後、石綿含有製品が出品されないための対策について」に係る対応フロー（※）】



※：本フローは、オンラインマーケットプレイスで製品が販売されている場合を想定したフローである。自らが、また、自身が製品の販売主体である場合には、販売する製品が全面禁止の対象でないことを確認した上で販売すること。

